

煙火（花火）の打上げ・仕掛けについて

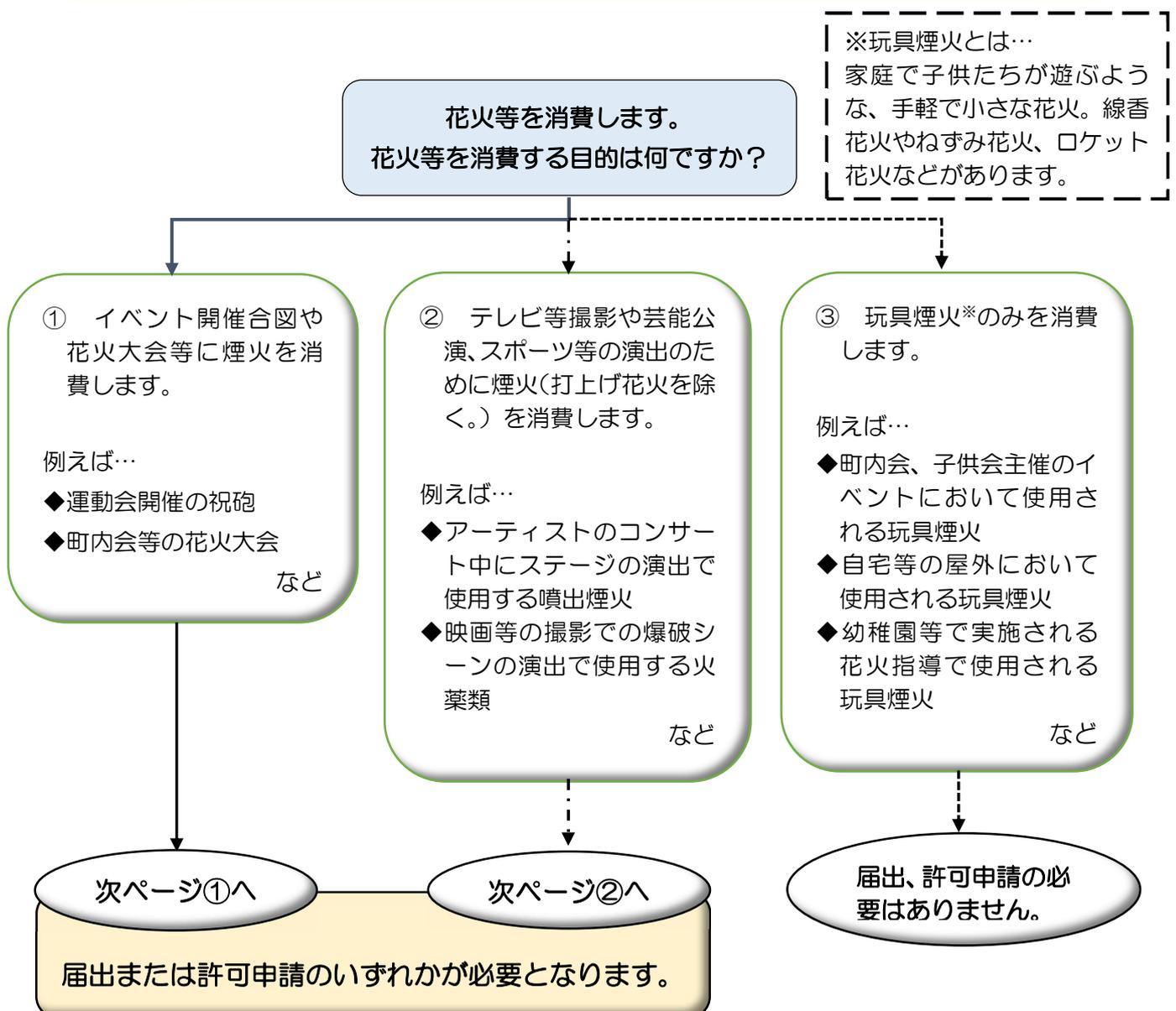


高野町火災予防条例第 45 条で、「玩具用煙火を除く煙火(花火)の打上げまたは仕掛け」を行う場合は、あらかじめ消防長（消防署長）にその旨を届け出なければならないこととしています。

その届出により、消防機関が火災と誤認したり、誤報によって出動し、消防警備が混乱したりするおそれなくなります。

なお、煙火打上げまたは仕掛けは、大きさおよび数量により届出または許可申請が必要となりますので、下記のフローにより届出、許可申請の要否を確認してください。

打上げ花火等に関する届出・許可申請判定フロー



当日消費する煙火の数量を下記の無許可数量横にある空欄(使用数)に記入してください。
記入した煙火の使用数が無許可数量を1つでも超える場合は、火薬類取締法に基づく火薬類消費許可が必要となります。

このほか、不明な点があるときは、予防係(56-0119)までお問い合わせください。

①1日で使用する花火が…

消費する花火等の種類及び無許可数量			使用数
1	直径 14 cm以下の球状の打上げ花火	75 個以下	個
	内、直径6 cmを超えるもの	25 個以下	個
	内、直径 10 cmを超えるもの	10 個以下	個
2	仕掛け花火に使用する炎管	200 個以下	
3	ファイヤークラッカーその他点火によって爆発音を出す筒物(スモーククラッカーを除く。)であって火薬 1g 以下、爆薬(爆発音を出すためのものに限る。) 0.1 g 以下の煙火(マッチの側薬または頭薬との摩擦によって発火するものを除く。)	300 個以下	個
4	爆竹(本数が 30 本以下のものに限る。)であって、その 1 本が火薬 1g 以下、爆薬(爆発音を出すためのものに限る。) 0.1 g 以下の煙火	300 個以下	個
競技用紙雷管			無制限

②同一の場所において1日につき…

消費する花火等の種類及び無許可数量			使用数
1	煙火の原料となる火薬もしくは爆薬の量が 50 g 以下	85 個以下	個
	内、煙火の原料となる火薬もしくは爆薬の量が 15 g を超えるもの	35 個以下	個
	内、煙火の原料となる火薬もしくは爆薬の量が 30 g を超えるもの	5 個以下	個
2	発煙筒、撮影用照明筒もしくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る。) 0.1 g 以下の煙火	無制限	

- 消費する煙火が無許可数量を超えない場合でも、高野町火災予防条例に基づく“煙火打上げ・仕掛け届出書”の提出が必要となります。
- 届出、許可等の有無にかかわらず、打上げ花火等を消費するために必要な保安上の措置(保安距離等)を取る必要がありますので、事前に対策等を検討し、消費日までに余裕をもって届出または許可申請をするようにしてください。

